

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第13条
の規定による申請書等の様式について

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第13条の規定による申請書等の様式を別添のとおり定める。

附 則

この規定は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年3月2日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年9月8日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。